

表6-8

工種別現場管理費率

第1表

工種区分	対象額	700万円以下	700万円を超え10億円以下		10億円を超えるもの
	適用区分	下記の率とする(%)	(注)1の算定式により算出された率とする。ただし、変数値は下記による。		下記の率とする(%)
			A	B b	
河川工事		43.43 44.05	1276.7 1118.2	=0.2145 -0.2052	14.98 15.91
河川・道路構造物工事		42.54 43.11	458.2 402.3	=0.1508 -0.1417	20.13 21.34
治山・地すべり工事		45.75 46.27	1370.6 1229.5	=0.2157 -0.2081	15.69 16.48
海岸工事		27.79 28.11	113.9 100.3	=0.0895 -0.0807	17.82 18.84
森林整備		42.63 43.09	387.3 347.3	=0.1400 -0.1324	21.28 22.34
道路工事		33.69 34.09	87.0 76.4	=0.0602 -0.0512	24.99 26.44
鋼橋架設工事		48.24 48.86	303.1 265.1	=0.1166 -0.1073	27.05 28.69
P C 橋工事		30.78 31.06	120.9 111.0	=0.0868 -0.0808	20.01 20.80
舗装工事		40.38 40.83	668.7 598.0	=0.1781 -0.1703	16.69 17.54
公園用地造成工事		42.63 43.09	387.3 347.3	=0.1400 -0.1324	21.28 22.34

第2表

工種区分	対象額	700万円以下	700万円を超え3億円以下		3億円を超えるもの
	適用区分	下記の率とする(%)	(注)1の算定式により算出された率とする。ただし、変数値は下記による。		下記の率とする(%)
			A	B b	
橋梁保全工事		64.97 65.88	1623.7 1465.2	=0.2042 -0.1968	30.16 31.45

第3表

工種区分	対象額	200万円以下	200万円を超え1億円以下		1億円を超えるもの
	適用区分	下記の率とする(%)	(注)1の算定式により算出された率とする。ただし、変数値は下記による。		下記の率とする(%)
			A	B b	
道路維持工事		60.00 60.33	631.2 613.0	=0.1622 -0.1598	31.81 32.29
河川維持工事		42.12 42.35	172.3 167.1	=0.0971 -0.0946	28.81 29.25

第4表

工種区分	対象額	1000万円以下	1000万円を超え20億円以下		20億円を超えるもの
	適用区分	下記の率とする(%)	(注)1の算定式により算出された率とする。ただし、変数値は下記による。		下記の率とする(%)
			A	B b	
トンネル工事		44.97 45.56	220.0 189.4	=0.0985 -0.0884	26.69 28.52

(注)1 現場管理費率(Jo)の算定式

$$J_o = A \times N_p^b \quad (\text{小数点以下第3位を四捨五入し、2位止めとする。})$$

ただし、J_o : 現場管理費率(%)

N_p: 純工事費(円)

A・b: 変数値

2 基礎地盤から堤頂までの高さが20m以上の治山ダムは、治山・地すべり工事に2%加算するものとする。

3 保安林管理道路等に関する工事は林道関係事業に準じるものとする。

(ウ) 現場管理費率の補正

a 施工時期、工事期間等を考慮した現場管理費率の補正

施工時期、工事期間等を考慮して、表6-8工種別現場管理費率を2.0%の範囲内で加算することができるものとする。

ただし、次の「積雪寒冷地域で施工時期が冬期となる場合」と「緊急工事の場合」を合わせて適用する場合の補正值の上限は、2.0%とする。

(a) 施工時期が冬期となる場合

i 冬期対象期間を11月1日から3月31日までとし、この期間にまたがる工期にあつては、iiiにより補正する。

ii 工場製作工事及び冬期条件下で施工することが前提となっている除排雪工事等は適用しない。

iii 現場管理費の補正率は、次によるものとする。

$$\text{補正率}(\%) = \text{冬期率} \times \text{補正係数(積雪寒冷地域)}$$

$$\text{冬期率} = \frac{\text{(11月1日～3月31日)までの工事期間}}{\text{通常工期}}$$

ただし、工期については、実際に工事を施工するために要する通常工期(準備期間と後片付け期間を含む。)とする。

(注)1 冬期率は小数以下3位を四捨五入して2位止めとする。

2 補正率は小数点以下3位を四捨五入して2位止めとする。

3 補正係数(積雪寒冷地域)は別表-1による。

4 施工地域が2つ以上となる場合には、補正係数の大きい方を適用する。

5 通常工期とは端数を切上げた10日刻み等、調整後の工期とする。

00 市場単価等

00-01 一般事項

1 市場単価

1-1 市場単価構成

市場単価は、工事を構成する一部又は全部の工種について、歩掛を用いず、資材費、労務費、及び直接経費（機械経費など）を含む施工単位当たりの市場での取引実勢を把握し策定した単価である。

1-2 適用工種

市場単価適用工種は、「00 市場単価等」に掲載の工種とする。

1-3 採用単価

採用単価は、（一財）経済調査会発行「土木施工単価」、（一財）建設物価調査会発行「土木コスト情報」の平均価格（有効数字4ケタ目切捨、整数止）とし、適用号は次によること。また、設計変更等により新工種が生じた場合は積算基準日を変更通知日と読み替えて適用する。

積算基準日	6/1～8/31	9/1～11/30	12/1～2/28	3/1～5/31
適用号	春号	夏号	秋号	冬号

1-4 適用範囲、市場単価の設定

北海道水産林務部森林土木事業標準歩掛表を用いる工事費積算において使用する。

適用範囲、市場単価の設定は、（一財）経済調査会発行「土木施工単価」、（一財）建設物価調査会発行「土木コスト情報」を参照すること。

また、（一財）経済調査会発行の「土木施工単価の解説」にも市場単価適用の解説が掲載されているので併せて参考とすること。

なお、その他の適用については各工種ごとに記載している「※」を参照すること。

1-5 随意契約を行う場合の取扱い

随意契約を行う場合の市場単価の取扱いについて、現工事の施工規模による加算額、ならびに追加工事の施工規模による加算額は、それぞれ単独工事とした施工規模による加算額とする。

1-6 積算

- (1) 冬期労務費補正は、適用しない。
- (2) 離島においては、機材費等の海上輸送費を実態に応じて別途計上すること。

2 土木工事標準単価

市場単価方式による単価の設定において、良好な取引が行われたデータの収集が困難になってきている一部工種について、（一財）経済調査会及び（一財）建設物価調査会が実態調査の上で設定する歩掛をもとにした単価「土木工事標準単価」による。

2-1 土木工事標準単価構成

土木工事標準単価は、標準的な工法による施工単位当たりの工事費で、工事業者の実行予算に基づき、調査により得られた材料費、歩掛等によって算定した単価である。

2-2 適用工種

土木工事標準単価適用工種は、「00 市場単価等」に掲載の工種とする。

2-3 採用単価

単価の策定は、「土木施工単価」、「土木コスト情報」の両資料に掲載されている場合は、その平均価格（小数点第1位四捨五入）とし、片方の資料のみに掲載されている場合は、当該単価を採用する。適用号は、1-3の市場単価方式と同様とする。

00-02 市場単価

地理的条件により、地元市町村役場(支所等を含む。)から施工現場までの片道に1時間を超える場合(以下「地理的条件補正」という。)は、10%の割増補正を行うことができるものとする。ただし、時間的制約を受ける場合の補正係数が設定されている市場単価において、時間的制約を受ける場合の補正係数を適用する場合は、10%の割増補正を重複して適用しない。

また、施工規模による補正と時間的制約による補正が重複する場合は、施工規模のみによる補正とする。

なお、00-02-090道路付属物設置工(境界杭)、00-02-140橋梁用伸縮継手装置設置工、00-02-150橋梁用埋設型伸縮継手装置設置工は地理的条件補正の対象としない。

00-02-010 鉄筋工

00-02-020 鉄筋工(ガス圧接工)

00-02-030 防護柵設置工(ガードレール)

00-02-040 防護柵設置工(横断・転落防止柵)

00-02-050 防護柵設置工(落石防護柵)

※「現場内小運搬を含む」となっている場合は、20m程度の小運搬を想定しており、これによりがたい場合は別途計上すること。

00-02-060 防護柵設置工(落石防止網)

※「現場内小運搬を含む」となっている場合は、人力による小運搬を想定しており、これによりがたい場合は別途計上すること。

00-02-070 防護柵設置工(ガードパイプ)

00-02-080 道路標識設置工

00-02-090 道路付属物設置工(視線誘導標・境界杭)

00-02-110 法面工

※「現場内小運搬を含む」となっている場合において、植生筋工、筋芝工、張芝工においては20m程度の人力による小運搬を想定しており、これによりがたい場合は別途計上すること。

00-02-120 吹付砕工

※「現場内小運搬を含む」となっている場合は、人力による小運搬を想定しており、クレーン等による現場内の小運搬は別途計上すること。

00-02-140 橋梁用伸縮継手装置設置工

00-02-150 橋梁用埋設型伸縮継手装置設置工

00-02-170 軟弱地盤処理工

00-02-180 鉄筋挿入工（ロックボルト工）

00-03 土木工事標準単価

地理的条件により、地元市町村役場(支所等を含む。)から施工現場までの片道に1時間を超える場合以下(以下「地理的条件補正」という。)は、10%の割増補正を行うことができるものとする。ただし、土木工事標準単価における時間的制約を受ける(又は著しく受ける)場合の単価を適用する場合は、10%の割増補正を重複して適用しない。

また、施工規模による補正と時間的制約による補正が重複する場合は、施工規模のみによる補正とする。

なお、00-03-040 橋梁塗装工は地理的条件補正の対象としない。

00-03-010 区画線工

00-03-020 排水構造物工

00-03-030 コンクリートブロック積工

※「現場内小運搬を含む」となっている場合は、20m程度の人力による小運搬を想定しており、これによりがたい場合は別途計上すること。

00-03-040 橋梁塗装工

00-03-050 構造物とりこわし工